

令和4年度 第2回大阪府総合教育会議 次 第

日時：令和4年11月8日（火曜日） 15時30分から

場所：第一委員会室（本館1階）

1 開 会

2 議 事

（1）府立高校における部活動の改革について

3 資 料

資 料 1	令和4年度 第2回大阪府総合教育会議 出席者名簿
資 料 2	大阪府総合教育会議運営要綱
資 料 3	府立高校における部活動の改革について

令和 4 年度 第 2 回大阪府総合教育会議 出席者名簿

知事	吉村 洋文
教育長	橋本 正司
教育委員	竹若 洋三
教育委員	岡部 美香
教育委員	中井 孝典
教育委員	森口 久子

大阪府総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、大阪府総合教育会議（以下、「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、知事が必要があると認めるときに招集することができる。

2 教育委員会から、協議すべき具体的事項を示して会議の招集の請求があるときは、知事は、会議を招集しなければならない。

3 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

4 会議招集の通知後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

(会議)

第3条 会議は、知事が主宰する。

2 主宰者は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開等)

第4条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(議事録等)

第5条 会議の議事概要及び関係資料等（大阪府情報公開条例（平成11年条例第39号）第8条又は第9条の規定に該当する情報に係るものを除く。）は、会議終了後速やかに公表する。ただし、前条ただし書きにより非公開とした会議の議事概要及び関係資料等については、そのおそれや公益上の必要がなくなったと認められる段階で公表するものとする。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、政策企画部企画室政策課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

府立高校における 部活動の改革について

1-1. 部活動のあり方を検討するに至った背景

部活動の意義

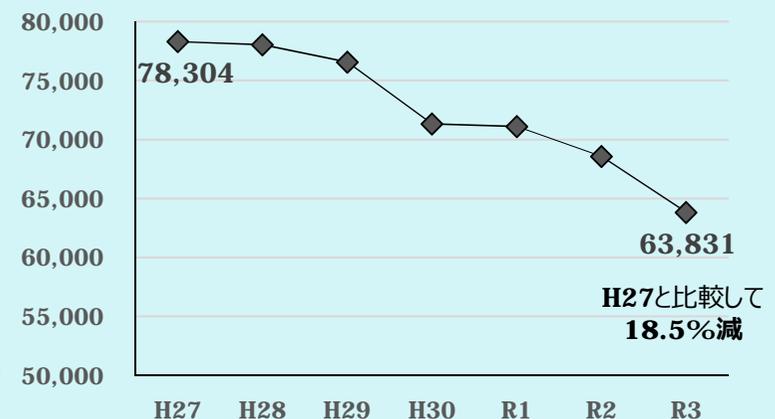
- ◆ 生徒の自主的、自発的な参加により行われる「部活動」については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの
(高等学校学習指導要領 H29改定)
- ◆ 「部活動」は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する
(スポーツ庁ガイドライン H30)
- ▶ **「部活動」は、人と人との交流を通じた生徒の多様な「学びの場」として、教育的意義が大きい活動**

府立高校における部活動の現状

部活動に加入する生徒の減少

- ◆ 少子化の影響による生徒数の減少に伴い、部活動に加入する生徒が減少
- ◆ このため、部員数が少ない部活が増加傾向（別紙参照）
- ▶ **このままでは、交流の機会が減少し、本来、部活動がもつ教育的意義が損なわれる可能性**

「府立高校において部活動に加入する生徒数の経年変化」



▶ 府立高校における「部活動のあり方」を見直すことにより、生徒の多様な「学びの場」を確保する

【参考】府立高校における部活動の活動状況（R4）

小規模化している部活動の割合

単独では試合人数を満たさない部活動

- ▶ラグビー部 69.0%、女子ソフトボール部 53.4%、女子ハンドボール部 29.8%、サッカー部 18.4%、硬式野球部 16.5%、男子ハンドボール 15.7%、女子バスケットボール 15.0%

単独では団体戦への出場ができない部活動

- ▶柔道部 70.2%、剣道部 42.1%、空手道部 33.3%、水泳部 13.7%、卓球部 13.2%、テニス部 12.1%、陸上部 9.6%
- ※水泳部と陸上部はリレー種目を想定

単独では試合形式の練習ができない部活動

- ▶ラグビー部 97.9%、女子ソフトボール部 84.7%、女子ハンドボール部 48.9%、硬式野球 45.9%、サッカー部 44.7%、男子ハンドボール部 33.3%、女子バスケットボール 27.8%

一定規模のある部活動の割合

学年単位で試合人数を満たしている部活動

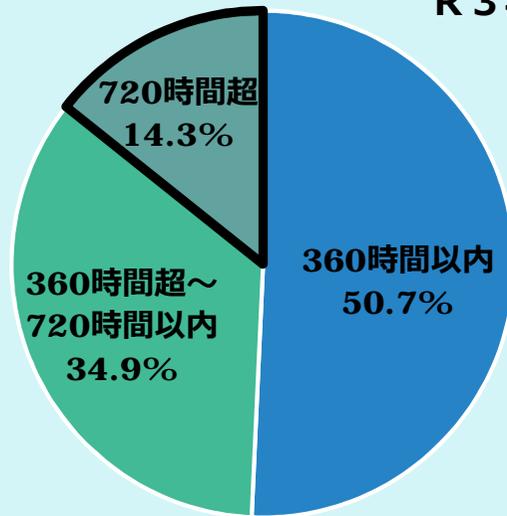
- ▶女子ソフトボール部 3.4%、硬式野球部 21.3%、サッカー部 36.2%、女子ハンドボール部 36.2%、女子バレーボール部 46.7%、女子バスケットボール部 49.6%、男子バスケットボール部 66.0%

1-2. 部活動のあり方を検討するに至った背景

R3年度 府立高校教員の時間外※の状況

※本資料では「時間外在校等時間」を「時間外」と記述

R3年度 府立高校時間外の状況（年間）



区分	教員数 (人)	割合 (%)
360時間以内	4,035	50.7
360時間超～720時間以内	2,780	34.9
720時間超	1,140	14.3
合計	7,955	100

時間外が360時間を超える教員は約半数

- ◆ 業務量の適切な管理等に関する規則等で定める
上限時間の原則は360時間
- ◆ その中でも時間外が720時間を超える教員は約14.3%

時間外が長時間となる要因

- ◆ 学校管理職へのヒアリング結果では、**時間外の主な要因として部活動指導業務と認識している管理職が半数以上**
その内容は、平日では「早朝練習や放課後の指導」、休日では「練習試合や対抗試合」など
また、校長協会（R4.9開催）意見では、「部活動指導については、時間外が長時間となる要因の一つであることは以前から明らか」

▶ 府立高校教員の「部活動指導業務に対する負担軽減」が必要

2. 検討の方向性

部活動の「学びの場」としての教育的意義に鑑み、

- ◆ 少人数の部活動の活性化を図る
- ◆ 生徒同士、生徒と指導者等との多様な交流の場を確保する

持続可能な部活動運営を行うため、

- ◆ 部活動に携わる教員の負担を軽減する

- ▶ 複数校による部活動の合同実施を促進
(大阪府独自の取組みである「部活動大阪モデル」)

3-1. 「部活動大阪モデル」の考え方

「部活動大阪モデル」の概要

- ◆ 原則、**すべての高校**で合同部活動のための**ペアリング**を検討
- ◆ ペアが成立した高校の部活動については、**練習を合同で実施**
- ◆ ペアが成立しなかった高校についても、公式大会等への参加機会を確保するため、一定の条件のもと、**土日中心の合同部活動**の実施を検討

ペアリングの条件

- ◆ **全日制の課程の高校**を対象
ただし、部活動が授業と連動している体育科設置校等一部の高校を除く
 - ◆ ペアリングにより人数が多くなりすぎると、生徒の十分な活動内容を確保できなくなる可能性があるため、**単独で部員数**が一定規模を超える高校を除く
 - ◆ 移動にかかる生徒の負担を減らすため、高校間の移動時間が**自転車**で**15分以内**で**ペアリング**
- ※ 実施にあたっては、教員の負担軽減のために部活動指導員等の**専門的指導者の配置**を検討

ペアリングが成立した高校

- ◆ ペアとなった高校間で、部活動ごとに部員が移動し、合同で練習を実施
- ◆ 文化部については、可能な範囲でオンラインでの活動を併用して実施

ペアリングが成立しなかった高校

- ◆ 移動の課題があるため、平日の練習が難しいが、試合参加の観点から、少人数の部活について高校間の移動距離に関わらず、土日を中心に合同で練習を実施
(学校単位ではなく**個別の部活動単位**で合同実施)
- ※ 実施にあたっては、優先的に部活動指導員等の配置を検討

3-2. 複数校での部活動のメリット・デメリット

メリット

【生徒】

- ・ 練習相手が確保でき、練習の幅が広がる
- ・ 一定の規模を確保することにより、練習機会や公式大会等への参加機会を確保できる
- ・ 他校との交流を図ることで、生徒のモチベーションの向上につながる
- ・ 専門性のある教員から専門的な指導を教授してもらうことができる

【教員】

- ・ 2校を1校の教員で担当することにより、教員の負担を軽減できる

デメリット

【生徒】

- ・ 時間的、経済的な負担が大きくなる（移動上の問題）
 - ➡ 自転車で15分以内となるようペアリング
- ・ 部員が増えるため、練習や試合での一人当たりの活動機会が減る（活動機会の問題）
 - ➡ 単独で大規模の部活動が多い高校は除く
- ・ 合同チームを編成して府大会への参加が認められているのは単独チームの編成が困難な場合のみ（大会出場の問題）
 - ➡ 府のみでの対応が困難 【次ページ参照】

【教員】

- ・ 特定の教員の負担が増える可能性
 - ➡ 部活動指導員等の専門的指導者の配置を検討

3-3. 合同部活動による公式大会への出場について

- ㊦ ほとんどの団体競技種目の「公式大会」において、**合同チームでの参加が認められていない**
 - ㊦ 例外として、一部の競技種目で、単独では試合人数に満たない学校同士の合同チームについて、府大会に限り出場可
- (➡近畿大会やインターハイなどの全国大会への出場は認められていない)

種 目	合同チームによる 大会の参加可否	
	府大会	近畿・全国大会
バスケットボール	○	×
バレーボール	○	×
サッカー	○	×
ラグビー	○	×
ハンドボール	○	×
ソフトボール	○	×
登山	○	×
軟式野球	○	○
硬式野球	○	○

- ▶ 「公式大会」への参加要件等の制度改正について、関係省庁や高体連等の大会主催者に対し、働きかけを行う

3-4. 「部活動大阪モデル」のスムーズな実現に向けて

まずは、令和5年度から「ステージ1」を実施
その状況を踏まえ、順次「ステージ2」以降に移行

現 状

練習：学校単位
大会：学校単位

合同チームによる
大会参加に向けて

ステージ1

練習：土日・長期休業中においてペアで実施
大会：学校単位
部活動指導員等**150**人程度の増員が必要

ステージ2

練習：ペアで実施（平日・土日、長期休業中）
大会：学校単位
部活動指導員等**250**人程度の増員が必要

ステージ3

練習：ペアで実施
大会：ペアで出場
部活動指導員等**250**人程度の増員が必要

大会への参加要件等の
制度改正を要望